

# 羽島市地域防災計画

(地震対策計画)

令和8年3月

羽島市防災会議

# 羽島市地域防災計画・地震対策計画 目次

## 第1章 総 則

第1節	計画の目的・性質等	1
第2節	各機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱	3
第3節	本市の特質と災害要因	14
第4節	被害想定	17

## 第2章 地震災害予防

第1節	総則	21
第2節	防災思想・防災知識の普及 (市長室、産業振興部、教育委員会、消防本部)	25
第3節	防災訓練 (市長室、消防本部、各担当部局)	28
第4節	自主防災組織の育成と強化 (市長室、消防本部)	30
第5節	ボランティア活動の環境整備 (健幸福祉部、(社会福祉協議会))	32
第6節	広域応援体制の整備 (市長室、総務部、企画部、消防本部)	34
第7節	緊急輸送網の整備 (建設部、市長室、総務部、産業振興部)	36
第8節	防災通信設備等の整備 (市長室、消防本部)	37
第9節	火災予防対策 (消防本部)	40
第10節	避難対策 (市長室、企画部、市民協働部、健幸福祉部、産業振興部、建設部、教育委員会、その他施設を管理する部局)	42
第11節	必需物資の確保対策 (市長室、総務部、健幸福祉部、産業振興部)	47
第12節	要配慮者・避難行動要支援者対策 (健幸福祉部、市長室、市民協働部、消防本部)	49
第13節	応急住宅対策 (建設部)	54
第14節	医療救護体制の整備	55

	（健幸福祉部、市民病院）	
第 15 節	防疫対策	56
	（健幸福祉部）	
第 16 節	まちの不燃化・耐震化	57
	（建設部、消防本部）	
第 17 節	地盤の液状化対策	60
	（市長室、建設部、上下水道部）	
第 18 節	ライフライン施設対策	62
	（建設部、上下水道部、市長室、〈各事業者〉）	
第 19 節	文教対策	65
	（市民協働部、教育委員会、消防本部）	
第 20 節	行政機関の業務継続体制の整備	68
	（市長室、総務部、各担当部局）	
第 21 節	企業防災の促進	69
	（産業振興部）	
第 22 節	大規模停電対策	71
	（市長室、総務部、企画部、市民協働部、健幸福祉部、建設部、教育委員会、その他施設を管理する部局）	

### 第 3 章 災害応急対策

第 1 節	活動体制	72
第 2 節	災害対策要員の確保	80
	（各担当部局）	
第 3 節	ボランティア活動	85
	（健幸福祉部、各担当部局、〈社会福祉協議会〉）	
第 4 節	自衛隊災害派遣要請	87
	（市長室）	
第 5 節	災害応援要請	93
	（市長室、総務部、企画部、消防本部）	
第 6 節	交通応急対策	95
	（建設部、消防本部、総務部、産業振興部）	
第 7 節	通信の確保	104
	（市長室、消防本部、総務部、企画部）	
第 8 節	地震情報の受理伝達	107
	（市長室、消防本部）	
第 9 節	地震災害情報等の収集・伝達	109
	（各担当部局）	
第 10 節	災害広報	133
	（市長室、市民協働部）	

第 11 節	消防・救急・救助活動	136
	（消防本部）	
第 12 節	浸水対策	137
	（建設部、市長室）	
第 13 節	県防災ヘリコプターの活用	138
	（消防本部 各担当部局）	
第 14 節	災害救助法の適用	139
	（市長室、各担当部局）	
第 15 節	避難対策	142
	（各担当部局）	
第 16 節	建築物・宅地の危険度判定	151
	（建設部）	
第 17 節	食料供給活動	152
	（教育委員会、産業振興部、各担当部局）	
第 18 節	給水活動	155
	（上下水道部）	
第 19 節	生活必需品供給活動	157
	（産業振興部、各担当部局）	
第 20 節	要配慮者・避難行動要支援対策	160
	（健幸福祉部、市長室、市民協働部、教育委員会、消防本部）	
第 21 節	帰宅困難者対策	163
	（市長室、産業振興部）	
第 22 節	応急住宅対策	164
	（建設部、各担当部局）	
第 23 節	医療・救護活動	172
	（健幸福祉部、市長室、消防本部、市民病院）	
第 24 節	救助活動	177
	（消防本部、各担当部局）	
第 25 節	遺体の捜索・取り扱い・埋火葬	179
	（健幸福祉部、生活環境部、消防本部）	
第 26 節	防疫・食品衛生活動	185
	（健幸福祉部）	
第 27 節	保健活動・精神保健活動	188
	（健幸福祉部）	
第 28 節	環境衛生・廃棄物処理	190
	（生活環境部）	
第 29 節	家庭動物の救援	192
	（生活環境部）	
第 30 節	災害義援金品の募集配分	193
	（健幸福祉部、総務部、産業振興部）	

第 31 節	産業応急対策	196
	（産業振興部）	
第 32 節	公共施設の応急対策	199
	（各担当部局）	
第 33 節	ライフライン施設の応急対策	200
	（上下水道部、〈各事業者〉）	
第 34 節	文教災害対策	206
	（市民協働部、教育委員会）	
第 35 節	大規模停電対策	213
	（市長室、総務部、市民協働部、健幸福祉部、建設部、教育委員会、その他施設を管理する部局）	

## 第 4 章 東海地震に関する事前対策

第 1 節	総則	214
第 2 節	活動体制	218
第 3 節	協力体制	221
	（市長室、各担当部局）	
第 4 節	警戒宣言・地震予知情報等の伝達	222
	（市長室）	
第 5 節	広報対策	223
	（市長室）	
第 6 節	事前避難対策	225
	（各担当部局）	
第 7 節	消防・水防対策	226
	（消防本部、建設部、市長室）	
第 8 節	交通対策	227
	（建設部、生活環境部）	
第 9 節	緊急輸送対策	229
	（総務部、建設部）	
第 10 節	物資等の確保対策	231
	（産業振興部）	
第 11 節	保健衛生対策	232
	（健幸福祉部、生活環境部、市民病院）	
第 12 節	生活関連施設対策	234
	（上下水道部、〈各事業者〉）	
第 13 節	帰宅困難者、滞留旅客に対する措置	237
	（市長室、生活環境部、産業振興部）	
第 14 節	公共施設対策	238
	（建設部、上下水道部、総務部、その他施設を管理する部局）	

第 15 節	大規模な地震に係る防災訓練	240
	（市長室、消防本部、各担当部局）	
第 16 節	地震防災上必要な教育に関する対策	241
	（総務部、市長室、教育委員会、その他施設を管理する部局）	

## 第 5 章 南海トラフ地震に関する対策

第 1 節	総則	243
第 2 節	活動体制	244
第 3 節	地震発生時の応急対策等	245
第 4 節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	247
第 5 節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制	250
第 6 節	南海トラフ地震臨時情報の伝達	252
	（市長室）	
第 7 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対応	254
	（市長室、建設部、教育委員会）	
第 8 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対応	258
	（市長室、各担当部局）	
第 9 節	防災訓練	259
	（市長室、消防本部、各担当部局）	
第 10 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	260
	（総務部、市長室、教育委員会、その他施設を管理する部局）	

## 第 6 章 災害復旧

第 1 節	復旧・復興体制の整備	262
	（各担当部局）	
第 2 節	公共施設災害復旧事業	264
	（各担当部局）	
第 3 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除	266
	（各担当部局）	
第 4 節	被災者の生活確保	268
	（各担当部局）	
第 5 節	被災中小企業の振興	272
	（産業振興部）	
第 6 節	農業関係者への融資	273
	（産業振興部）	